

転校

転居により、校区外となる場合は転校の手続きが必要になります。転校がわかった時点でできるだけ早く学校へ連絡してください。給食費や諸費など精算し、残金が出た場合は返金いたします。

転居により校区外となる場合（他市への転出）

①守口市役所市民課で住民異動（転出）の届を出します。

- ・届の受付は、転居日の14日前からです。
- ・届を出すと、「転出証明書」と「転退学通知書」が発行されます。

※「転出証明書」は、転出先の市町村に提出するものです。

「転退学通知書」は、下島小学校へ提出するものです。



②下島小学校で転校（転出）の手続きをします。

- ・市民課で発行された「転退学通知書」を受け取ります。
- ・下島小学校で「在学証明書」と「教科書証明書」を発行してもらいます。

※「在学証明書」と「教科書証明書」は、転出先の学校へ提出するものです。

市町村によっては、教育委員会へ提出するところもあります。

③転出先市町村で住民異動（転入）の手続きをします。

- ・窓口では、通学する学校を指定、もしくは教育委員会へ行くよう指示されます。

※教育委員会へ行くよう指示された場合は、教育委員会で通学する学校を指定してくれます。

④転出校発行の「在学証明書」と「教科書証明書」を渡します。

市内転居で学校が変わる場合

①転居後14日以内に市役所で住民異動の手続きをします。

この時、市民課より「転退学通知書」と「転入学通知書」の2通が発行されます。

※「転退学通知書」は、下島小学校へ提出するものです。

「転入学通知書」は、転出先学校へ提出するものです。

区域外就学・指定外就学

区域外就学(市内)・指定外就学(市外)は、原則的に認められていませんが、理由によっては認められる場合があります。その理由には、家の建て替えや学期終了間近の転居等が考えられます。このような場合は、教育委員会に区域外または指定外就学申請を行い、認められればそのまま通学することができます。